

会議録（要旨）

会議名	令和7年度第1回武藏村山市行政改革推進委員会
開催日時	令和7年9月17日（水）午後2時10分から午後3時30分まで
開催場所	301会議室
出席者及び欠席者	<p>出席者：小暮委員（委員長）、山口委員（副委員長）、坂野委員、島委員、田邊委員</p> <p>欠席者：伊藤委員、杉本委員</p> <p>事務局：企画財政部長、企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任</p>
報告事項	<p>1 行政改革推進委員会について</p> <p>2 武藏村山市第七次行政改革大綱推進計画（令和7年度）の策定について</p>
議題	<p>1 委員長及び副委員長の互選について</p> <p>2 令和6年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について</p> <p>3 その他</p>
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>議題1：委員長及び副委員長の互選について 委員の互選により、委員長は小暮委員に、副委員長は山口委員に決定した。</p> <p>議題2：令和6年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について、委員から意見をいただいた。</p> <p>議題3：特になし。</p>
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=事務局	<p>報告事項1 行政改革推進委員会について</p> <p>● 行政改革推進委員会について説明する。</p> <p>会議次第1ページの「1 行政改革推進委員会の所掌事務等」について、当委員会は、本市における行政改革を推進し、もって開かれた簡素で効率的な市政運営を図るために設けられたものであり、委員会の所掌事務の一つ目は、市長の諮問に応じ、行財政運営の在り方に関すること及び行政改革の方策に関することについて審議を行い、答申を行うことである。所掌事務の二つ目は、行財政運営及び行政改革に関する施策の推進に関し、必要に応じて市長に対し意見を行うことである。</p> <p>次に、「2 行政改革推進委員会の委員」について、当委員会は、7人の委員をもって組織され、委員の任期は、委嘱日である令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となる。</p> <p>次に、「3 行政改革推進委員会の会議の開催」について、当委員会の会議は、年度の上半期・下半期にそれぞれ1回、年間で計2回の開催を予定している。なお、令和7年度をもって現行の武藏村山市第七次行政改革大綱の計画期間が満了することから、次期計画の策定に向けた審議を行う必要があるため、令和7年度は年間で最大8回の開催を予定している。また、会議の開催時間は、各回とも原則として1時間半程度とさせていただきたいので、御協力をお願いする。</p> <p>次に、「4 行政改革大綱」について説明するが、机上配布したA4横印刷の資料「行政改革大綱の策定及び推進体系について」も併せ</p>

て御覧いただきたい。当該資料は現在、進捗管理を行っている「第七次行政改革大綱」における各年度での進捗状況確認と推進計画の計画期間を図で表したものである。

現在、進捗管理を行っている「第七次行政改革大綱」は、令和3年度から令和7年度までの5年間を推進期間としており、本年度は推進期間において5年度目となる。

なお、「行政改革大綱」とは、本市が取り組むべき行政改革の基本理念等を定め、本市のまちづくりの指針となる最上位計画である「長期総合計画」に掲げる政策の実現を支える行政改革の指針として、中・長期的な行財政運営の在り方を示すものである。参考として、武蔵村山市第五次長期総合計画における計画の背景や将来都市像の実現のための施策の体系及び基本方針が掲載された「武蔵村山市第五次長期総合計画（令和3年度～令和12年度）（概要版）」を事前に配布したので後程御参照いただきたい。

この行政改革の基本理念を着実に達成し、具現化するために、現行の第七次行政改革大綱では体系化した全82の推進項目を登載している。

なお、前述した令和7年度に着手する次期計画の策定に当たり、効率的な推進方法等を検討した結果、デジタル化やDX施策を行政改革の一部として捉え、武蔵村山市第八次行政改革大綱と令和7年度に計画期間が満了する武蔵村山市第五次情報化基本計画の次期計画として新たに策定する（仮称）武蔵村山市デジタル・トランسفォーメーション（DX）推進計画を一体的に策定することとしている。会議次第2ページに先程の策定体制のイメージ図を記載しているので御参照いただきたい。

次に、「5 行政改革大綱推進計画」について、「行政改革大綱推進計画」は、本市の行政改革を計画的かつ着実に推進するため、毎年度策定することとしており、社会経済情勢の変化等に応じて実施時期や所管課等について適宜見直しを行うこととしている。

今回、議題2において審議の対象となるのは、令和6年5月に策定した推進計画に基づく推進状況であり、ピンク色の冊子の令和6年度から令和7年度までを推進計画とする「武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画（令和6年度～令和7年度）」である。

これについては、第七次行政改革大綱の内容から必要に応じて年次計画や達成基準などについて修正を加え、該当する箇所に網掛けを行っているので、後程御参照いただきたい。

次に、「6 行政改革の推進体制」については、行政改革を推進するに当たり、当委員会のほか、市長を本部長として府内の部長職で組織する「行政改革本部」により行政改革大綱の推進に取り組んでいる。

行政改革大綱の推進状況については、半期ごとに調査し、その結果を行政改革本部及び当委員会に報告するとともに、市報、市ホームページ等で市民に公表することとしており、会議次第3ページに推進体制のイメージ図を記載しているので御参照いただきたい。

最後に、「7 行政改革推進委員会の会議の公開」について、当委

員会の会議の公開については、「武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領」を制定し、対応しているところであり、非公開情報に係る審議を除き、公開することとされ、また、傍聴の申込みがあった際は、委員長は、会議の開会前に傍聴の許可を行うものとされている。

なお、会議録及び会議資料については、発言された委員が特定できない形で作成し、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて公表する。この運営要領の根拠となる関連の指針及び規則については、資料一覧 4 ページから 7 ページに記載した資料 3『武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針』及び資料一覧 8 ページに記載した資料 4『武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領』を後程御参照いただきたい。

【質疑・意見等】

- 特になし。

報告事項 2 武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画（令和 7 年度）の策定について

- 本年 5 月に策定した推進計画で、令和 7 年度を計画期間とする黄緑色の表紙の冊子であるが、別添の「武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画（令和 7 年度）」に沿って説明する。

最初は、本推進計画の目次である。1 ページは、本推進計画の基本的事項となっている。

行政改革大綱推進計画は、令和 3 年 3 月に策定した武蔵村山市第七次行政改革大綱を踏まえ、本市の行政改革を具体的かつ計画的に推進するため毎年度策定することとしている。

本推進計画の策定に当たっては、各推進項目の実施状況を調査し、社会経済情勢の変化等に応じて実施時期や所管課等について適宜見直しを行うこととしている。新たな推進項目の追加や既存の推進項目の削除は行っていないが、推進項目の内容の見直しを行ったものについては、見直し前の内容に二重取消し線を引いた上で、見直し後の内容を記載するとともに、該当箇所について網掛けを行っている。

2 ページから 5 ページまでは、「行政改革の推進項目一覧」として、各推進項目の本年度の推進計画等を一覧表として整理したものであり、R 7 推進計画欄に網掛けした項目が、前回の推進計画（「武蔵村山市第七次行政改革大綱推進計画（令和 6 年度～令和 7 年度）」）から変更を行ったものである。

6 ページから 17 ページまでに、各推進項目の具体的な内容を記載している。

本日は、各課に意見照会を行い、推進計画の変更等を行った 2 項目について報告する。

「項番 27 空き家対策事業の実施」

所管課は都市計画課である。本推進項目は、市内にある空き家の実

態把握を行い、市の実情にあった空家等対策計画を策定した上で、空き家対策を実施するものである。

令和6年度推進計画で「実施」を予定していたものであり、空き家対策として、令和5年度に策定した空家等対策計画に基づき令和6年度から空き家の管理・利活用に関する総合的な相談窓口を開設しているが、引き続き次年度以降において、新たな空き家対策施策についても課内で検討を行い、事業を推進・拡充していくこととしているため、令和7年度推進計画を「一（取組予定なし）」から「実施」に変更している。

「項目4 3 代替休暇制度の導入」

所管課は職員課である。本推進項目は、職員の健康保持、業務能力の確保を図るため、月60時間超の時間外勤務を行った際ににおける代替休暇制度の導入を検討、実施するものである。令和6年度推進計画を「実施」としており、令和6年度中の実施を予定していたものであるが、達成基準としている月60時間超の代替休暇制度の導入について、令和6年度に職員組合と合意に至り、令和7年度から導入することとなったことから、令和7年度推進計画を「実施」に変更している。

以上、本年度は本推進計画に基づき、令和7年度に「実施等」と位置付けられ、令和7年度末までに推進目標を達成すべきとされている24の推進項目について取組を推進していくこととしている。

【質疑・意見等】

- 特になし。

議題1 委員長及び副委員長の互選について

委員長及び副委員長の互選を行ったところ、委員長に小暮委員を推薦する意見、副委員長に山口委員を推薦する意見があり、小暮委員を委員長に、山口委員を副委員長に選任することとした。

議題2 令和6年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について

- 令和6年度末における第七次行政改革大綱の推進状況について説明する。

会議次第6ページ「1 推進状況調査の実施」について、令和6年度末における第七次行政改革大綱の推進状況を把握するため、本年5月から6月にかけて各課へ照会を行っている。

続いて、「2 推進状況調査の結果」については、別添の「武藏村山市第七次行政改革大綱 令和6年度末推進状況報告書」に沿って説明する。

本報告書は、「第七次行政改革大綱推進計画（令和6年度～令和7年度）」の推進状況について所管課へ調査を行い、その結果を取りま

とめたものである。

本報告書の目次の下段の凡例には3ページ以降の各推進項目の実施状況についての区分を記載している。

1ページの「第1 令和6年度末推進状況総括」、「1 実施状況等について」について、一つ目の表の「実施状況等集計表」は、令和6年度から令和7年度までを推進期間とする「武藏村山市第七次行政改革大綱推進計画」について、令和6年度末における各推進項目の実施状況を改革の柱・推進体系ごとに「実施済」から「その他」までの4項目で整理したものである。

実施状況の内訳は、全82の推進項目のうち、「実施済」が54件、「継続中」が23件、「準備中」が3件及び「その他」が2件となっている。各項目の実施割合は、記載のとおりで、推進計画に従い、おおむね予定どおり進捗している。

続いて、行政改革による財政的効果についてである。第七次行政改革大綱の令和6年度末における財政効果額については、各種取組の結果、期間累計で約1億7千万円となっており、推進体系別の実績については、表に記載のとおりである。

2ページの表「実施状況等の推移」については、年次（推進）計画と当該年度末の実施状況等について年度ごとの推移を記載している。令和6年度に実施済又は継続中となった項目は、令和5年度と比較して7項目、8.5ポイント増加している。財政効果額はマイナス約6億7千万円である。

3ページから6ページまでの「実施状況等一覧」は、各推進項目の実施状況等の一覧表として、令和6年度の推進計画や、年度末における実施状況等を整理している。

なお、実施状況等の欄に、括弧書きで記載のある「○」、「△」、「-」については、各推進項目の実施状況をそれぞれ「目標以上」、「目標どおり」、「目標以下」、「その他」の4つの区分で表記したものである。

また、所管課の表記については、令和6年度において推進項目を所管していた課としている。

「財政効果額」については、各推進項目の実施により生じた効果額であるが、金額での比較が可能となるものは算出し、その金額を記載している。各推進項目の詳細な取組の説明は割愛するが、効果額を金額的に表すことが可能な推進項目は令和3年度末から令和6年度末までの財政効果額を集計し、その金額を記載している。

7ページから35ページまでの「第2 令和6年度末推進状況一覧」は、令和6年度末の各推進項目の推進状況について個別に整理している。

なお、実施結果については、本年4月以降に取組が進展し、現状と合っていない項目もあるが、令和6年度末における状況ということで、御覧いただきたい。

本日は、達成基準が「実施等」と位置付けられ、令和6年度末までに推進目標を達成すべきとされている推進項目のうち、令和6年度上

半期から一定の動きがあった8件の実施状況について説明する。

「項目番号 20 お互いさまサロンの拡充」

所管課は高齢福祉課である。本推進項目は、高齢者の社会的孤立の解消を図るため、介護予防及び地域の支え合いの体制整備を推進するお互いさまサロンの設置及び運営を支援するものである。

第七次行政改革大綱の推進期間におけるお互いさまサロンの設置件数70件を達成基準としているが、令和6年度末時点におけるお互いさまサロン設置件数が72件となり、次年度以降においても引き続き取り組むことから、実施状況を「継続中」、令和6年度末時点の設置件数が達成基準を上回ったため、実施水準を「○：目標以上」としている。

「項目番号 31 自主防災組織の活性化策の検討」

所管課は防災安全課である。本推進項目は、地域における防災機能・意識の向上を図るため、自主防災組織の結成促進や活性化に向けた新たな支援策について検討するものである。

令和5年度推進計画を「検討」、令和6年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、所管課において検討を進め、令和6年度に検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

防災安全課から提出された検討結果報告書の内容は、自主防災組織の活性化に向けて「新たな担い手の育成支援と更なる新規結成促進」及び「地域活動への参加意識向上と新たな支援策」の二つの取組を推進すべきである旨の内容となっている。一つ目に、自主防災組織未結成の自治会に限らず、マンション管理組合や地域コミュニティ団体等に対し、説明会、出前講座等を含むあらゆる広報手段を活用して自主防災組織の意義や結成方法、活動内容等の具体的な重要性を周知・啓発することにより自主防災組織の結成促進を図ること、二つ目に、総合防災訓練等の機会を捉えた防災講習会への参加促進、地域の防災訓練への職員や防災士の派遣、備蓄食品等の資機材の提供などの従来の取組のほかに新たに奨励金制度を構築し、地域活動のモチベーションを高めることで、地域活動への参加意識を向上させ、自発的な取組の推進及び組織の活性化を図ることを挙げている。

「項目番号 32 自主防犯組織の活性化策の検討」

所管課は防災安全課及び関係各課である。本推進項目は、地域における防犯機能・意識の向上を図るため、学校やPTA等の地域で防犯活動を行う団体との連携を強化するなど、自主防犯組織の活性化に向けた方策について検討するものである。

令和5年度推進計画を「検討」、令和6年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、所管課において検討を進め、令和6年度に検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

防災安全課から提出された検討結果報告書の内容は、自主防犯組織の活性化に向けて「多様な主体による防犯活動の推進」及び「分かり易く実施しやすい防犯活動の掲示」の二つの取組を推進すべきである旨の内容となっている。一つ目に、①教育委員会と情報共有とともに、犯罪情報の提供や資器材の助成による「子ども安全ボランティア事業」の支援や、②産業観光課や外部団体の防犯協会、交通安全協会との連携を図り、CSR活動を推進している事業所等への防犯ボランティア活動の周知・結成促進の働きかけの強化によって多様な主体による防犯ネットワークを広げ、防犯活動への機運を高めること、二つ目に、防犯活動の理解促進を図るため、広報誌等で各組織のニーズに応じた分かりやすく実施しやすい活動メニューの事例を周知し、防犯ネットワークに入りやすい環境を構築することを挙げている。

「項目番号 52 市税等収納対策の推進」

所管課は収納課である。本推進項目は、市税等の徴収を強化するための方法を検討し、有効な収納対策を実施することによる収納率の向上に向けて、第七次行政改革大綱の推進期間における市税収納率98.6%を達成基準としているものである。

令和6年度における市税収納率が98.6%となり、次年度以降においても引き続き取り組むことから、実施状況を「継続中」、令和6年度の市税収納率が達成基準と同率となり当初の推進計画を前倒して達成したため、実施水準を「○：目標以上」としている。

「項目番号 57 財政調整基金の残高の確保」

所管課は財政課である。本推進項目は、第七次行政改革大綱の推進期間における財政調整基金残高を標準財政規模の10%以上確保することを達成基準としているものであり、令和6年度推進計画を「→(推進)」、令和7年度推進計画を「達成」としている。

令和6年度末時点における基金残高が14億5,784万2千円（標準財政規模の約9.5%）となり、達成基準に向けて次年度以降においても引き続き取り組むことから、実施状況を「継続中」、令和6年度末時点において達成基準を下回ったため、実施水準を「△：目標以下」としている。

「項目番号 65 附属機関等の整理統合」

所管課は企画政策課（関係各課）である。本推進項目は、業務の効率化を図るため所掌事項の類似する附属機関等の整理統合に向けて、令和5年度推進計画を「検討」、令和6年度推進計画を「実施」としている。

所掌事務等を勘案し、令和3年度に文化振興課で所管する「社会教育委員会議」、「公民館運営審議会」、「生涯学習推進会議」の三組織を「生涯学習審議会」に整理統合したことに加え、令和6年度に企画政策課で所管する「行政改革推進委員会」と「行財政運営懇談会」について、各会議における所掌事項を検討した結果、同一機関

において執行することによる効率性を鑑みて、二組織を「行政改革推進委員会」に整理統合したため、実施状況を「実施済」としている。

「項番 6 6 オフィス改革の検討」

所管課は企画政策課である。本推進項目は、業務の効率化及び職員間のコミュニケーションの円滑化を図り、意見交換に基づく創意工夫を促すため、オフィス改革について検討するものである。

令和 5 年度推進計画を「検討」、令和 6 年度推進計画を「検討結果報告書の提出」としており、所管課において検討を進め、令和 6 年度に検討結果報告書が提出されたことから、実施状況を「検討終了」としている。

企画政策課から提出された検討結果報告書の内容は、オフィス改革について、本市の庁舎の現状や、電子機器や使用環境の状況を考慮した場合、現状のまま大規模な予算をかけてフリーアドレス化などの抜本的なオフィス改革を実施することは効果的ではないと考えられる。また、電子決裁システムやペーパーレス会議システムを導入したものの、端末の仕様や利用環境が従前のままで確認作業を電子上で完結できない状況があることや、使用可能な端末台数や使用場所に制限があることから、ペーパーレス化が進行していない状況である。以上のことから、オフィス改革の効果的な実施や将来的な庁舎移転を見据えた庁舎のスリム化を図るため、費用対効果等を勘案した上で段階的に推進していくことが必要である旨の内容となっている。

「項番 7 5 市税電子申告の促進」

所管課は課税課である。本推進項目は、税務事務の効率化を図るために、市税申告、給与支払報告書等の電子申告の利用の促進に向けて、第七次行政改革大綱の推進期間における電子申告利用件数 7 6, 000 件を達成基準としている。

令和 6 年度における電子申告利用件数が 7 8, 026 件となり、次年度以降においても引き続き取り組むことから、実施状況を「継続中」、令和 6 年度の電子申告利用件数が達成基準を上回ったため、実施水準を「○：目標以上」としている。

【質疑・意見等】

項番 5 7 財政調整基金の残高の確保

- 令和 5 年度末時点と比べると令和 6 年度末の財政調整基金の残高が大幅に減少しているが、主な理由があれば伺いたい。
- ここ数年の主要事業として防災食育センター整備事業があるが、現状は行政需要が上回っており、それに対して財政事情がなかなか追い付いていない状況があると思う。先ほど委員委嘱で市長からの挨拶でも触れたが、本市の長年の悲願である多摩都市モノレールの市内延伸や、それを契機とした沿線のまちづくり、新青梅街道拡幅工事におけ

る下水道管移設工事などの関連事業等の今後大幅な財政需要を要する事業を抱えている。

本推進項目は、財政調整基金の残高が標準財政規模の10%以上を目指すと達成基準で掲げており、理想を言うと財政調整基金の残高が15億円、最低でも10億円以上あるのが望ましいと思っている。国庫支出金や都支出金の特定財源の活用のほか、起債による財源確保や、財政調整基金以外にも基金はあるものの、現状はなかなか厳しい状況である。

- 職員の入件費がかさむほか、物価高騰による影響でいろいろな費用が上がっているため、事業の実施に当たり金額的にも負担が増して厳しいということか。
- 職員入件費については地域手当の割合加算もある。自治体では給料に合わせ地域手当を設定しており、区域内にある民間企業の賃金等をベースに算定される。地域手当は基本の給与に物価格差を穴埋めするもので、地方では数%程度であるが東京都の23区では20%である。本市の地域手当の算定は国で3%という数値が提示されていたが、区域内には国立感染症村山庁舎があり、同施設職員に対し地域手当の割合を10%として支給していたため、市職員も同様の取扱いとして同率で支給してきた。

近隣の事例を挙げると、まず本市と隣接する立川市の地域手当は12%であったが、その立川市に隣接する小平市及び福生市並びに日野市の地域手当は16%で、また、武蔵野市の地域手当は16%であったが、隣接する三鷹市の地域手当は12%であった。要は生活圏域が同じにもかかわらず、支給割合が各市でばらつき不均衡が生じているので、東京都の人事委員会で多摩地域の地域手当の割合を一律16%とし、それを目標に支給していくことになった経過がある。現在、本市でも地域手当を段階的に引き上げて支給しており、10%から13%へ、13%から16%へと増加させる可能性もあるので、それに伴い職員入件費も上がっていく現状にある。

- それは人材確保のためにも取り組んでいかなければいけないものということか。
- それも要因の一つである。現状は人材確保が難しく、本市だけでなく各自治体においても人材の獲得には非常に頭を悩ませている状況である。
- コロナ禍では、予想できない支出が多くあったと思うが、どうしていたのか。
- コロナ禍には、新型コロナウイルス感染症対策として国で予算計上している予備費等の支出が閣議決定され、その時に応じて数億円から数千万円単位の臨時交付金が各自治体に支給されたので、それを運用していた。そういう災害時においては国庫補助があるが、それがない状況で何らかの施策を行う、あるいは実際に想定外の事態が発生し、ゆくゆくは国庫補助が支給されるものの、一旦は各自治体で費用を持ち出さなければならない場合に、財政調整基金から捻出することもある。

- 財政調整基金は簡単に言うとどのような用途にも使える貯金のようなものである。使途を問わず何にでも充てられる費用なのである程度の残高を確保しておこうという趣旨で推進項目として掲げている。
地方公共団体では年度当初に毎年度の歳入歳出予算の金額を固めてしまい、その定めた予算の中で運用し予算執行している。その一方、年度途中で急に着手しなくてはいけない案件が出てくるケースなどがあり、特定財源を活用できない場合は財政調整基金を取り崩して資金を捻出し運用していく。それには財政調整基金にある程度資金がないといけないので常に残高を確保しておく必要があり、それをしないとスムーズな行政運営ができない。
- これだけしっかりと政策を計画立てているところを見ると、計画外の出来事が発生するというケースの想定は難しいが、財政調整基金がどういう趣旨のものか理解したので引き続き取り組んでいただきたい。

項番 24 特定健康診査の受診勧奨

- 本推進項目について、達成基準を「国民健康保険被保険者（40歳以上75歳未満）の特定健康診査受診率54.0%」としているが、実績値を見ると令和6年度暫定値で46%であり、令和5年度時点と比べると少し下がっているようにも見受けられる。令和7年度推進計画で「達成」を目標としているので、今後はそれを踏まえながらもうひと踏ん張りして取り組んでいただく必要があると捉えている。
- 御指摘のとおり、従前から受診勧奨に取り組んでいるがなかなか受診率が上がっていない状況にある。主管課では受診勧奨業務を委託することに加えて、通知や電話による受診勧奨のほか、電話番号を把握している方にはショートメッセージサービスを利用して勧奨している。しかし、効果がなかなか現れていない状況であり、今までどおりに頑張れば数字が上がるというものではなく、これまで実施していないような方策に取り組むなど対策を講じていかないと、数値は上がっていないかのように思われる。

例えば、現段階でまだ具体的な話は出ていないが、業者との契約の中である数値目標を立てそれを達成したら委託料を上乗せするという契約方式も考えられる。本事業に限ることではないが、そういうやり方が本事業のようなものには分かりやすいので、そういう方策も今後検討していくことが必要ではないかと思っている。

項番 1 電子申請サービスの拡充

- 電子申請できる行政手続件数は年々増えているが、実際の利用率も評価しているなら伺いたい。
- 所管部署ではある程度把握していると思うが、まだ組織立てて現状の把握や情報の共有というところまで至っていない。全庁的な推進する方向性が決まっておらず、まだ全庁的に十分に広まっていないと思う。電子申請ができる行政手続件数としては、おそらく多摩26市の中でも本市は多いという認識である。ただ、対象が市役所での手続なので利用率自体が100%になることはないと思う。電子申請できる

行政手続を相応の数をそろえて、課題を共有し、市としてどこに向かうかを定めて、しっかりと対応していきたいと思う。

- 電子申請サービスの中ではがん検診の受診申込などが市民の利用率が高いと聞いている。更に市民に利用していただくにはどうすればよいかという課題はあるものの、まずは一つのツールとして市民に電子申請サービスを使ってもらう土壤を作ることが大事だと考えている。また、利用率を考えるとき、もともとの行政手続の利用件数が年間で数百件程度の高いものと、年間で数件程度の低いものがあるが、それぞれ分母とするなら当然電子申請サービスの利用率も変わってくるので、その整理もきちんと進めていこうと考えている。
- 市公式ホームページ上で、電子申請サービスを利用できる行政手続が検索できるので分かりやすい。今の話にある点を見直していくと電子申請サービス拡充による効果も見えてくると思う。

項番 5 マイナンバーカードの取得促進

- 本市のマイナンバーカード交付率は約 77 %であり、総務省で公表している人口に対する保有率も同等の数値となっているが、これ以上、交付率を上げていくには何か違う施策をしていかないと上がらないのではないかという感覚がある。取得促進のためいろいろなイベント等で申請ブースを設置していると思うが、実際にどの程度交付率の上乗せを目指しているのか、数値目標があれば知りたい。
- 御指摘のとおり、令和 7 年 7 月 31 日時点で本市のマイナンバーカード交付率は 77.2 %である。組織としての目標は立てておらず、一時あったマイナンバーカード交付率を伸ばそうと奮闘している感じは現状受けられず、交付率を伸ばすために新たな取組を行うという話は出ていない。現在、制度開始当初に取得した方が更新時期に差し掛かるため、どちらかと言うとマイナンバーカード更新者に対し、どう対応していくかに意識を向けているような状況に感じられる。
- 新規の取得希望者だけでなく更新者への対応など、複数の対応が出てきて大変だと思うが、交付率を維持していただくよう取り組んでいただきたい。

項番 6 6 オフィス改革の検討

- 検討結果に「現在の庁舎の状態、電子機器の使用環境、ペーパーレス化の進捗状況等を考慮すると、現状のまま大規模な予算をかけてフリーアドレス化などの抜本的なオフィス改革を実施することは効果的ではないと判断した」とあり、何か別のものを変えていかないとオフィス改革を進めるのは困難と判断したのだと理解した。検討過程の中で、他のものを変えるための手立てや取組を考えたのであれば伺いたい。
- 現状で一足飛びにフリーアドレス化を実現するのは難しいと判断し、短期・中期・長期的にどういう取組ができるかを洗い出して整理している。
まず、短期的で費用のかからない取組としては、整理整頓するこ

とに決め、庁舎内の片付けとペーパーレスを徹底して行うこととした。本年6月にオフィスの整理整頓を同年9月末までに徹底して行うよう庁内の各所管部署に対して文書を発出して依頼したところである。それにより不要なものを廃棄して執務スペースを作り、見た目にも清潔さを保つようとする。ペーパーレスについては、本報告書の「項番71 文書管理システムの導入の検討」及び「項番72 電子決裁システムの導入の検討」の実施結果のとおり令和5年度に同システムを導入している。現状としては、起案する文書が大量にある場合に電子及び紙による併用決裁をしている例はあるが、基本的に紙ではなく電子での決裁を進めている。ペーパーレスを徹底していくことができれば打合せスペースを新たに生み出せないかとも考えている。

次の段階としてはハード面の整備を検討している。職員が普段使用する端末は自席で使うのみで、庁内で持ち運びできる仕様ではない。また、本報告書の「ペーパーレス会議の導入の検討」にもある令和3年度に導入したペーパーレス会議システムだが、端末の利用台数や使用場所が限られており、現状、自席では利用できず、本庁舎3階の会議室もしくは本庁舎4階の中部地区会館しか使用できない。ゆくゆくは現在、自席で使用する端末の入れ替え時期に端末を持ち運び可能なものとし、併せて庁内の無線LAN環境を変えていきたいと考えている。その段階まで可能になつたらフリーアドレス化となるが、それには新庁舎の建替えの話も絡んでくるので、その進捗状況を見据え、フリーアドレス化のタイミングを見極めながら行う必要があると考えている。

- 段階を経て行うのは非常に大事だと思うのでペーパーレス、スペースの確保について引き続き取り組んでいただきたい。
- 職員間のコミュニケーションの円滑化という趣旨は分かるが、そもそも行政サービスを提供する職場でフリーアドレス化が向いているのかと感じる。行政では民間企業のように個々に案件を抱えてどこでもノートパソコンで仕事ができるという想定がしづらいが、具体的な業務内容などイメージはあるのだろうか。
- 御指摘のとおり、市役所本庁舎1階の部署など日常的に窓口業務を抱える課で完全なフリーアドレス化は困難という認識である。当該部署の所属職員は窓口のある1階以外にいるわけにはいかず、その点は今までどおりにしないと業務が成り立たないので、対応が難しいと考えている。
- フリーアドレス化を想定すると、一般企業では社員の半分が営業部門なので自由な働き方として利用すると考えられる。行政では営業というものがなく、窓口対応など一般的な業務内容を考えてみると、フリーアドレス化がそぐわないようと思ってしまうがいかがか。
- 他市の導入状況をみると、総務部門や企画・財政部門でフリーアドレス化をスタートしている自治体が多い。おそらく同様の部署でなら実施が可能と判断し、スマートスタートで導入して少しづつ広げていき、最終的には日常的に窓口業務を担う部署はこれまでどおりの対応

を行うという結論になると思われる。極端な話だがDXが進むことで市民が市役所の窓口に来庁しないで全ての手続が済むような状況になれば窓口部署のフリーアドレス化も可能となるかもしれない。

項番33 新たな自治会活性化策の実施

- 実施結果に「自治会の活性化に向けた新たな支援策として、東京都の助成金を効果的に活用し各自治会のニーズに合った事業を実施するため、その申請サポートを実施した」とあるが、令和4年度に実施した自治会活性化に向けた申請サポートは、単年度で終わらず現在も継続して支援しているものと考えてよいか。
- 申請サポートの取組は現在も継続している。現状、本市の自治会加入率自体は20%を割り切っており、自治会そのものが解散してしまうケースもある状況である。本市は都内最大級の都営団地を抱えており、村山団地内は6,000人弱が住み自治会加入率が高く比較的多くの世帯が加入している。それを含めても本市全体の自治会加入率は20%弱になってしまっており、村山団地以外の地区はかなり自治会加入率が低い状況にあると思われる。市としても自治会組織はとても重要なので引き続き支援を行っていく必要性を感じている。また、自治会を支援しつつ、それとは別の視点で地域コミュニティのつながりや、市としてどういう支援をしていかなければいけない状況にあると思っており、これまでどおり市としても自治会頼りだけではいけないと思っている。

項番31 自主防災組織の活性化策の検討

- 災害から遠ざかってしまうとなかなか自分事だと意識できずに防災意識は薄れてしまうと思う。自主防災組織の活性化に向けた取組は防災安全課だけでなく日頃から自治会組織との協働が必要だと思う。
- 自主防災組織の母体は自治会としていたが、自治会を取り巻く現状の状況からこれ以上自治会を母体としての組織結成は難しいと考えている。本報告書の検討結果にあるように、今後の新規結成に向けては、マンション管理組合など違う視点で団体にアプローチをすることで自主防災組織の新規結成を増やしていきたいという考えがあり、報告書にまとめられている。
- それを進めることで自治会の存在が薄れてしまうかもしれないが、そうは言っていられない状況なのだと思う。

項番81 家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入

- 現在、多摩26市全てで家庭ごみ有料化を導入し、本市は最後に導入されたと思う。大きな混乱なく移行できたか、現状のことも伺いたい。指定ごみ袋での収集は円滑に進んでいるのか。
- 戸別収集に伴い「ごみを出していたのに収集されなかった」などの市民からの相談は日常的にあると聞いているが、導入に伴う大きな混乱はなく、仕組みについても特に課題なく円滑に遂行している。
- 市民がごみの排出量を減らそうと工夫をするなど、有料化でごみ減

	<p>量への機運も高まっていくと思うが、実際にごみ減量につながっているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ収集量の正確な数値は持っていないが、品目ごとにみると可燃ごみは減少傾向にあり、プラスチック容器や古紙は増加傾向にあると聞いている。プラスチック容器の収集袋が安いことや、古紙は無料で収集される日があるなど、プラスチック容器や古紙のごみ排出量が増えたというよりも、分別が徹底されてきたということが理由に考えられる。相対的に見ればごみ排出量は減少傾向にあると思う。 ○ ごみ分別が徹底されて減量につながる流れが今後も定着していくとよいと思うので、引き続き取り組んでいただきたい。 <p>議題3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一点目に、本日の会議録については、事務局で作成次第各委員に送付し、確認いただきたいと考えている。最終的に決定したものを市公式ホームページ上に公表するので御協力をお願いする。 ● 二点目に、今後の当委員会の会議の開催日程については、配布資料「審査いただく事項及び今後の予定」に記載しているが、報告事項1で触れたとおり、令和7年度については次期計画の策定に当たっての審議を行う必要があるため、第8回までの開催を予定している。また、令和8年度については令和7年度に策定した第八次行政改革大綱及びDX推進計画に基づき、各推進項目の進捗状況を半期ごとに審議するため、年2回の開催を予定しているので、御理解・御協力をお願いする。 <p>【質疑・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特になし。
--	---

会議の 公開・ 非公開の別	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公開</p> <p>傍聴者 : <u>0</u> 人</p> </div> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由 []</p>
---------------------	---

会議録の開示 ・非開示の別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 :)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等 :)</p>
------------------	--

庶務担当課	企画財政部 企画政策課 (内線: 374)
-------	-----------------------

(日本産業規格A列4番)